

勘解由小路家の所領について

末 柄 豊

はじめに

曆家賀茂氏（なかんずくその中心的な存在であった勘解由小路家）については、従来少なからぬ研究が積み重ねられているが、その経済的な基盤である所領・所職については、ほとんど論じられることがなかった。⁽¹⁾これは、中世において賀茂氏とともに陰陽道を担った安倍氏を代表する土御門家について、若狭国名田荘をはじめとする所領の概要が検出されていることと非常に対照的だといえる。⁽²⁾

もちろん、これは理由のないことではなかった。そのなかで最も大きな理由とみるべきものは、永禄八年（一五六五）勘解由小路在富が後嗣なく歿したこと⁽³⁾で、中世の曆家賀茂氏が実質的な断絶を迎えてしまい、その一部は土御門家に伝わったものの、ほとんどの家伝史料が湮滅してしまったことであろう。つまり、論じるために十分な材料がない、ということなのである。

さて、土御門家に伝わった勘解由小路家の旧蔵史料のうち、種々の観点から注目すべきものに、『家秘要録』全六冊のうちの第一冊および第二冊、ならびに『天変地妖記』一冊というあわせて三冊の天変地妖勘文の案文集をあげることができる。このうち『天変地妖記』については、応仁・文明の乱後における宮廷陰陽師の動向を示す好史料として触れたことがある。⁽⁴⁾実は、この三冊には、ほとんど全丁にわたって紙背文書が残されており、特に『家秘要録』第一冊のなか

には、断片的という憾みはあるが、室町時代中期の勘解由小路家の所領にかかわる史料が少なからず存在しているのである。

一般に、記録の料紙には反故を他所から入手して利用する場合があるので、そこに見えている所領・所職がすべて勘解由小路家と直接に関連するものと断言できるわけではない。しかしながら、①播磨国英賀東郷、②陵戸田・陵墓、③大原野社、④摺曆座の四件については、同家の保持した所領・所職とみることができそうである。

そして、同冊には主として永享五年（一四三三）から応仁二年（一四六八）にわたる三十五年間の天変地妖勘文が収められているが、紙背文書の年記に注目すると、長禄・寛正年間のものが多く、文正ないし応仁年間にまとめて書写し、若干の書継ぎを行ったものである可能性が高い。すなわち、応仁・文明の乱の直前における勘解由小路家の所領・所職に関する手がかりが得られるわけである。

そこで、本稿では、すでに紹介がなされている④摺曆座に係る文書を⁽⁵⁾除いた三件について、『家秘要録』第一冊「紙背文書」に見える関係文書を⁽⁶⁾紹介し、あわせて簡単な検討を加えてみたいと思う。なお、『家秘要録』第一冊「紙背文書」のうち上記に係るものについて、本稿の末尾に釈文を掲げてあるので、併せて参照されたい。

一 播磨国英賀東郷

播磨国飾磨郡英賀郷は、現在の姫路市飾磨区英賀附近にあたり、その名は早く『和名抄』に見えている。中世には、英賀荘（阿賀荘）が殿下渡領（勸学院領）や禁裏御料所（采女領）であつたことが知られるが、英賀郷の名は見当たらない。ただし、「英賀東西」『北野神社文書』所収永享元年十月二十八日付足利義教御判御教書案、『蔭涼軒日録』長享二年七月二十八日条 あるいは「英賀東本徳寺常住鐘」（永祿九年五月吉日付龜山本徳寺梵鐘銘）などの所見があり、中世に英賀東西郷の存在したことを窺わせる史料が存在している。⁽⁸⁾ しかしながら、両郷について具体的な記述を見出せることはほとんどなく、『家秘要録（第一冊）紙背文書』に見えている英賀東郷に関する記述は貴重なものだといえるだろう。

なかに裏紙（第二紙）の最奥に「小倉入道状」という本文とは異筆の注記が加えられた書状が三通存在している。いずれも差出者の署名は判読できないが、同一人物であることは認められる。「播州英賀之御年貢、於当年皆済可申心中候之処」（73・75）あるいは「播州英賀東御年貢事、旧冬千足分且進上候よし、申候之処」（117・119）と記すので、英賀東郷の年貢の納入について責任を負っていることがわかる。また、「当年必々罷上候て、上表をも可申候、定而可然給人ニ被付候者、御年貢慇懃に可参候」（77・78）、つまり「今年は絶対に（京都に）上つて、辞退するつもりです。きつと（貴家の直務として）適切な給人に申し付けられれば、御年貢をきちんと納めてくれるでしょう」という恫喝に近い言葉を述べているが、「上表」するということは補任を受けていたことを意味するとみられる。

すなわち、小倉入道某は、播磨にあつて英賀東郷の年貢納入を請け負うべく補任を得た代官職にあつた者と見られる。ただし、「垣屋内福田と申者、此御領預候之間」（117・119）とあり、播磨守護山名持豊の被官垣屋氏の内者福田なる者が給人となつていることも見えるので、直接に経営にあたっていたわけではないようだ。

この三通とも充所は池田民部とあるが、池田氏は勘解由小路家の候人であり、⁽¹⁰⁾

これらの書状は勘解由小路在盛に充てられたものだと考えることができる。したがって、英賀東本郷領家方が同家領であつたと結論される。そして、寛正五年（一四六四）十二月日付算用状（後闕、80）に惣田数十六町三反五代とあり、嘉吉元年（一四四二）閏九月付某代官職請文士代（105）に年四十貫文で請切と見えるので、おおよその規模が知られよう。ただし、小倉某の書状を見ると、大風による塩害を理由に損免を主張し、毎年容易に納入が果たされなかったことが窺える。なお、さきにも述べたように、英賀郷についての所見は他に見出せず、同東郷領家方がいつ頃にいかなる経緯で勘解由小路家領になつたものかは全く不明というより他ない。また、これ以後にも同家領としての所見はなく、あるいは応仁・文明の乱以後には退転してしまつたのかも知れない。

二 陵戸田・陵墓

令制において陵墓を管轄した諸陵寮の長官・諸陵頭は、鎌倉時代後期以後、曆家賀茂氏の世襲するところになつていたようだ。⁽¹¹⁾ したがって、同寮領たる陵戸田は同氏の知行するところであつた。果たして、『家秘要録（第一冊）紙背文書』には複数の陵墓ないしは陵戸田に関する史料を見出すことができる。⁽¹²⁾ 個々の陵戸田の規模は必ずしも大きくないうえ、山城はもちろん摂津・和泉・大和等に分散しており、散在性の強い所領であるが、一定の実のあつたことを窺わせる。見方かえるならば、応仁・文明の乱の直前の時期においても、古代以来の陵墓が相応に管理されていたことが知られるわけである。

紙背文書に見える諸陵のなかで所領として最も遅くまで勘解由小路家の手中に残つたのは、天智天皇山科陵であつたと思われる。永祿八年十一月九日、在富が後嗣なく歿したため、正親町天皇は土御門有春の末子（のちの在高）を以て相続をはからせた。その際、当時足利義維の遺児（のちの義栄）を擁して畿内に覇を唱えていた三好三人衆（三好長逸・三好政康・石成友通）に対して、勘解由小路家領の保全について伝達すべきことを伝奏勸修寺尹豊に命じた女房奉書は、つぎのようなものであつた（『言継卿記』永祿九年十月十日条所載）。

仰永祿九
十九

こあきとみの卿のあとの事、たんせついたし候事、ちか比ゆたんくせ事なる事と覚しめし候につきて、あり春の卿はつ子をめしのほせられ、おほせつけられ候へきふんにて候、さ候へは、山しなみさゝきはしめ、その外のちきやうふんとも、さういなきやうにかたく申つけ候やうに、まづ御わたくしとして、なんはうにて、みなくにおほせ事候へく候、いづれもくはしき事は、あともけふあすにまかりのほり候へきほとに、その時なをおほせ出され候へく候よし、心え候て申とて候、かしく、

くわんしゆ寺一位とのへ

語釈を加えておこう。故勘解由小路在富卿の遺跡が、断絶いたしましたことは、甚だ不用意でけしからぬことだと思し召されまして、土御門有春卿の末子を上洛させ、相続させられることになりました。そのような事情ですので、山科御陵を始めとして、その他の知行の分についても、問題がないようにしっかりと申し付けられるように、先ずは貴方様から、河内方面に在陣する者たちにご命令下さい。何にせよ詳しいことについては、跡目となる者が間もなく上洛する予定ですので、その際に重ねてお命じになるであろうということです。以上、よろしく伝えるようにとのことでした、と。

保全すべき所領として「山科御陵を始め、其外の知行分共」が記されている

が、『言継卿記』同年十二月二十一日条にも、(勘解由小路在富)「賀二位知行分山科諸陵郷可引渡之

(長逸)

由、昨日三好日向守申渡之間、内々可披露之由使有之間、同令披露、然者、安二

(土御門)

位有春卿可召上之由申之、」とある。すなわち、若狭国名田荘に下向していた土

御門有春父子を上京させ、末子を勘解由小路家の相続人として出仕させるためには、最低限山科陵の知行回復が必要だと考えられており、同所が戦国時代における同家の財政的な基盤として機能していたことを推測するに足る。つまり、京都周辺に散在する陵戸田は、勘解由小路家の所領として、このうち徐々に重要度を増していったと考えられるわけである。

また、紙背文書のなかでとりわけ興味深い内容を有するのは、仁徳天皇大仙

陵に関わる和泉国向井村百姓中申状(後闕、59・60)である。同陵の環濠が用水池として利用されており、その利用をめぐって塩穴入道と向井村(現堺市内)とが争ったことにかかる申状だが、非常に生き生きとした描写がなされている。塩穴入道が池の樋の管理を専断して向井村に水を分配しなかったため、四条道場の聖が仲介に入って塩穴入道を説諭したところ、この仲介に従うつもりはないと言いつち、「ふつと」席を立ったという記述など、臨場感に溢れている。

塩穴入道は塩穴荘(現堺市内)を本拠とする武士で、(13)住吉社と結んでいたらしい。随所に合点が打たれるとともに「是偽にて候、」という傍書が加えられているが、両者の相論のなかで、塩穴入道が記述の信憑性について反駁したものである。これが勘解由小路家に伝来していることから見て、勘解由小路家が向井村あるいは塩穴荘のいずれかに権益を有していた可能性は高いといえるが、詳細は不明である。

なお、室町時代における陵戸田に関する史料としては、このほかにも、鳥羽陵田に関して『東寺百合文書』に、醍醐陵田に関して『醍醐寺文書』に所見の存在することが知られているが、『家秘要録(第一冊)紙背文書』のように多数の陵墓に関する所見を含んだものは見あたらない。したがって、この文書群は、中世後期における陵戸田のみならず、陵墓管理についての史料として希有のものであり、注目すべきものだといえよう。

三 大原野社

『家秘要録(第一冊)紙背文書』を見る限り、大原野社と勘解由小路家との間に何らかのつながりがあったことは間違いないのだが、それがどのようなもので、いつ頃に端を発したものであったかは容易に知り得ない。

これに関わって気にかかるのは、『後法興院関白記』文正二年(一四六七)正月七日条に見える年頭の挨拶に訪れた者の名を控えた「(河内公孫)一条宰相・(武者小路)種光朝臣・(四辻)季経朝臣・大原野神主在盛等来、」という記事である。(14)室町時代の大原野社神主については、『建内記』(応永十七年から文安四年にかけての所見あり)あるいは『大原

野神社文書』(宝徳三年および長禄三年、享禄三年以後の所見あり)等によつて狛姓で諱の二文字目「房」を通字とする者が世襲していたことが知られ、在盛という名は異例と言わざるを得ないのである。折しも、勘解由小路家の当主は在盛といたが、康正二年(一四五六)に従三位に昇り、文正二年当時は正三位だったので、同一人物とは考えにくい。

陰陽家と神主職という関係に注目すると、『宣秀卿御教書案』⁽¹⁵⁾に収められているつぎの史料が注目されるだろう。

下御霊社神主職事、可令進止給之由、被仰下之状如件、

(長享三年)
正月廿三日

(中御門宣秀)
左少弁判

(白川忠富)
民部卿奉書也
阿古屋ハ陰陽頭
有宗朝臣子也、童名也、從
安倍有久也、未元服也、

(土御門有久)
阿古屋殿

陰陽頭土御門有宗の子有久(童名阿古屋丸)に充てて、下御霊社神主職を進退することを許したもので、実質的には補任状といつてよい。すなわち、陰陽家の子弟を神主職に補すること、神社および社領を知行すること(社務というべきか)を認めたものだといえる。この事例を参照するならば、先の記事は、勘解由小路在盛の子息が大原野社神主となつており、『後法興院関白記』の記主近衛政家が父子の名を混同したとみる余地もあろう。

神主職が狛氏から改替されて勘解由小路家に移動したとすれば、その契機と見なされるのが、寛正三年十二月日付勘解由小路在盛申状土代(98)に見えている前神主狛治房に対する関所処分である。この申状の主眼は、治房の子で大原野勝持寺浄瑠璃院の前坊主であつた治運が、細川勝元の奉行人高安永隆(永隆は法名、俗名不詳)と結んで「折紙」を獲得し、幕府の裁許に背いていることを訴えたことにあるが、文安年間に治房が罪科を蒙つた時、治運はその子息であつたために同じく関所となつたと記している。そして、今回もその例に任せて在盛が領掌したとあるので、文安年間に治運の関所跡を給されたのが在盛であつたことがわかる。治運の処罰が治房の処罰と連動していたことから推せば、治房の関所跡を給されたのも在盛であつた可能性は非常に高い。

ただし、文安年間に関所処分がなされて以後、一貫して在盛が知行していたわ

けではない。『大原野神社文書』および『勝持寺文書』に収める二通の長禄三年(一四五九)九月二十七日付足利義政御判御教書によれば、治房が神主職を、治運が浄瑠璃院の坊主職を回復していたことが知られるので、改替・補任が繰り返されて相論の長期化していた可能性もある。

以上から、勘解由小路家と大原野社との関係は、文安年間における同社神主狛治房に対する関所処分に発するものであつたと考えておきたい。また、治房に対する関所処分が契機であつたにせよ、関所跡を給与されたことから見て、勘解由小路家がそれ以前から大原野社との何らかの関係を有していた可能性も否定できないが、これについては史料を見出してはいない。

なお、『大原野神社文書』には三十通強の中世文書が含まれるが、一通だけ同社との関係を見出すことができないつぎのような文書が存在している。

(足利義満)
(花押)

山城国奥山田郷・同国西岡内権暦田等事、早任亡父定継讓状之旨、権暦傳士^(傳士)在永領掌不可有相違之状如件、

応永十二年六月廿七日

定継・在永父子は、曆家賀茂氏ではあるが、勘解由小路家とは別系統の家に属している。『医陰系図』⁽¹⁷⁾によると、在永には子がなく、定継の子孫は在永の甥定職で途絶えたようである。ただし、この文書の伝来を考えるうえで参照すべきものとして、宮内庁書陵部所蔵『土御門家文書』(函号十一〇五)のなかに以下のような室町幕府管領畠山基国奉書が見出すことができる。

権暦傳士^(傳士)在永申、山城国奥山田郷事、訴状如此、僧長桂并公文以下就致狼藉被治罰之处、近日尚以國中経廻云々、何様事哉、所詮、於彼等者、召禁其身、至下地者、可被全在永所務之由、所被仰下也、仍執達如件、

応永十二年六月廿七日

(師英、法名祥全)
高土佐入道殿

(畠山基国、法名徳元)
沙弥(花押)

この管領奉書と『大原野神社文書』に見える足利義満御判御教書とは同日付であり、内容的にも本来一具の文書であつたことは明白だといえる。『大原野神

社文書』と『土御門家文書』という相互に無関係な文書群をつなぐ存在は、双方に關係のあった勘解由小路家を想定することが妥当であろう。すなわち、義満御判御教書が大原野神社に伝存する過程で勘解由小路家を経由している可能性は頗る高く、勘解由小路家が一時的に大原野社の社務を知行した際に混入したものであったと考えられるのである。つまり、この義満御判御教書が『大原野神社文書』に残っていることは、勘解由小路家と本社との關係の痕跡として捉えてよいのだろう。

おわりに

『家秘要録(第一冊)紙背文書』に見える勘解由小路家の所領・所職について検討してきたが、戦国時代まで同家の所領・所職として継続したのは、摺曆座の本所としての収益を除けば、陵戸田のみであったと考えられる(それも山科陵などの一部に過ぎない)。ただし、すでに注目されているところであるが、戦国時代の同家(諸流を含む、以下の系図は『尊卑分脈』賀茂氏の条を参照)の動向においては、応仁・文明の乱中および乱後における勘解由小路在宗の活動を契機として、大内氏との關係が強くなっていたことを重視する必要がある⁽¹⁸⁾。

そのなかで、在宗(在盛の弟)は筑前国糟屋郡福満荘内に所領を給与されたことが知られ、天文年間には在康(在宗の子で、在盛の子在通の養子となった在重の三男、在盛の従兄弟在基の養子となる)およびその子⁽¹⁹⁾在理・在雄が豊前規矩郡西大野に所領を有していた所見もある。さらに、西大野については、在京していた在富(在重の子)が代官職の補任権を行使し、年貢が京上されていた可能性が高い⁽²⁰⁾。つまり、応仁・文明の乱後における勘解由小路家は、北九州の一角にも実のある所領を有していたといえるだろう。

すなわち、所領の面からみても、戦国時代の勘解由小路家にとって大内氏との關係は徐々に重要度を増していったと考えられる。だとすれば、勘解由小路家の断絶に至る背景として、後嗣の不在という事情のみならず、大内氏の滅亡による経済的な基盤の弱体化という点も考慮すべきなのかも知れない。

〔註〕

- (1) 曆家賀茂氏に関する研究については、遠藤珠紀「鎌倉期における曆家賀茂氏の変遷」(『鎌倉遺文研究』一五号、二〇〇五年)のはじめにを参照。
- (2) 村山修一『日本陰陽道史総説』(塙書房、一九八一年)一章五節。
- (3) 木場明志「曆道賀茂家断絶の事」(北西弘先生還暦記念会編『中世社会と一向一揆』〔吉川弘文館、一九八五年〕所収、のち村山修一ほか編『陰陽道叢書』二〔名著出版、一九九三年〕に再録)
- (4) 末柄豊「応仁・文明の乱以後の室町幕府と陰陽道」(『東京大学史料編纂所研究紀要』六号、一九九六年)。
- (5) 渡辺敏夫『日本の曆』(雄山閣、一九七六年)第二編第一章第二節。
- (6) 東京大学史料編纂所架蔵影写本(以下、史料影写本のように略す)『家秘要録』一(架蔵番号三〇六一―一六、土御門範忠氏原蔵、一九五九年影写)による。釈文の劈頭には、それぞれ【】で括って当該文書を載せる影写本の丁数を示してある。
- (7) 櫻井彦「播磨国(中央部)」(網野善彦他編『講座日本荘園史』8 近畿地方の荘園 III〔吉川弘文館、二〇〇一年〕所収)。
- (8) 『日本歴史地名大系』29 兵庫県の地名Ⅱ(平凡社、一九九九年)。
- (9) 飾磨郡に小倉氏のあったことは、『広峯神社文書』所収明応九年九月二十七日付浦上則宗書状(『兵庫県史』史料編 中世二、六六三頁)に「広嶺山西口閭事、近日小倉左馬允押妨云々」と見えることを参照。
- (10) たとえば、『天変地妖記紙背文書』(史料影写本『天変地妖記』〔架蔵番号三〇六一―九、一九五九年影写〕による)には以下のような書状があり、池田氏が勘解由小路家の候人として披露状の充所とされる存在であったことが知られる。

【四十六】○折紙

乍恐以折紙令申候、仍而冬三月は北ふさかりにて候歟、然者、冬中ニ自南方北へ越候て越年仕候事、不苦候哉、可有如何候哉、又節分過候て北へ行候へは、来年は北ふさかりにて候間、是又如何候、乍聊爾被廻御意候者可畏入候、恐惶頓首、
(延徳二年) 閏八月十二日 池田殿 人々御中 性凶(花押)

【四十七】○折紙

(伊勢貞宗邸)
先度申入候屋形之座敷南東へ広候御日次之事、去十日ニ柱立計仕候、むねあけ候へき日次、今日可然候哉、一兩日之中可然日候者可注下候、若今日可然候て候は、時取事、此使罷帰候已後を御はからひ候て可注下候、先度注給候今日剋取卯

にて候、私失念仕候て過候間、迷惑つかまつり候、同は今日中剋取所望候、不然者、一兩日中之御日次可注下候、此由可預御披露候、恐々謹言、

(延徳二年)
閏八月十二日

横川彦次郎
宗興(花押)

池田主計殿

【五十三】○折紙

先日御約束候来年曆事、二宮信濃守并我ら可被下兩人由被仰候、畏入候由申度候、預御申候者所仰候、恐々謹言、

十二月卅日

菊阿(花押)

池田殿

【六十九、六十四】

太一定分析禱之事、今日吉日之由被仰候間、撫物同祭料百疋令進覽候、是は当月分にて候、来月よりは秘計次第三可令進之候、にあひ候やうに祈禱之事可奉憑候、可得尊意候、恐惶謹言、

二月十日

(三上)
員光(花押)

人々御中

(切封ウハ書)

越前守

勘解由小路殿まいる池田殿

員光

【六十五】○第一紙開く

只今委細令申候つる、御とし廿一にて御座候、

卯月二日

河田弥七
宣家(花押)

池田殿

(11) 南北朝時代前期に北畠親房が著した『職原鈔』(白山芳太郎『職原鈔の基礎的研究』[神道史学会、一九八〇年]所収「校訂・職原鈔」による)に「諸陵寮唐名廟陵署、掌諸御陵事、頭一人、無權、相当從五位上、唐名廟陵令、近代賀家陰陽師五位已上任之、助一人、權助、唐名廟陵監、允大少、唐名廟陵丞、属大少、為禁忌之官、仍寮頭之外強不任之、」とある。

(12) 『家秘要録(第一冊)紙背文書』のなかの諸陵関係文書について言及したもの、中村一郎「賀茂氏によつて伝わった陵墓史料」(『古事類苑月報』一、一九六七年)がある。なお、本論文の存在については、田島公氏から御教示を得た。

(13) 井田寿邦「和泉国」(前掲『講座日本莊園史』8 近畿地方の莊園Ⅲ所収)。

(14) 『陽明叢書22 後法興院記一』による。この記事は、同日条の頭書として記されているが、「一条宰相・種光朝臣・季経朝臣・大原野神主在盛」等来、「(は改行を示

す)とあって、一名ごとに一行で記載されており、大原野神主と在盛との両名という解釈は考慮する必要はない。

(15) 末柄豊「宮内庁書陵部所蔵中御門本『宣秀卿御教書案』第一冊、第二冊―附、宮内庁書陵部所蔵壬生本『宣秀卿御教書案』第二冊―」(『科学研究費補助金研究成果報告書』室町・戦国期の符案に関する基礎的研究」[研究代表者・末柄豊、二〇〇六年]所収)。

(16) 史料写真帳『大原野神社文書』(架蔵番号六一七一・六二二―八二、一九八〇年撮影)および史料影写本『勝持寺文書』一(架蔵番号三〇七一・六二二―六四一、一八八七年影写)による。

(足利義政)
(花押)

大原野社領所々并山城国散在買得田地目録別紙在之、事、早任当知行、神主治房領掌不可有相違之状如件、

長禄三年九月廿七日

(大原野神社文書)

(足利義政)
(花押)

大原野勝持寺内淨瑠璃院院務職并院領等事、早任当知行之旨、治連領掌不可有相違之状如件、

長禄三年九月廿七日

(勝持寺文書)

(17) 詫間直樹・高田義人編著『陰陽道関係史料』(汲古書院、二〇〇一年)による。

(18) 森茂暁「大内氏と陰陽道―大内政弘と賀茂在宗との関係を中心に―」(『日本歴史』五八三号、一九九六年)、末柄前掲「応仁・文明の乱以後の室町幕府と陰陽道」。

(19) 『正任記』文明十年十月十八日条『大日本史料』第八編之十、八〇三頁、『大内氏実録土代』十四所収文明十一年卯月十三日付大内政弘下文写『大日本史料』第八編之十一、三九五頁)。

(20) 井上聡・村井祐樹「萩博物館所蔵「杉家文書」」(『萩博物館研究報告』三号、二〇〇七年)所収(天文十六年)六月八日付大内氏奉行人連署状(七十八号)、八月二十三日付杉隆泰書状(八十三号)、九月二十日付杉隆泰所領注文(八十七号)。

〔附〕家秘要録一紙背文書抄録〕

①播磨国英賀東郷関係

【五十二】

〔端裏書〕
英賀算用〕

英賀東本郷御年貢米錢納所算用目録〔録〕

一、拾貫八百八十七文 反錢分 小日記別紙有之、

一、貳拾五貫五百文 米代 卅一石八斗七升九合九夕分、
米方算用狀別紙有之、

一、壹貫五百四十八文 公事錢 納所分

一、七百元 麦代 納所分

惣以上參拾八貫六百卅五文内

下行分

貳貫文 上下路錢 六人分、

五百文 在庄ノ間用之、

壹貫八百文 夫ちん

已上四貫三百文引之、

定殘分參拾四貫三百卅五文、京着分也、

寛正五年十二月日

忠直（花押）

【六十六】 ○後闕

御札委細拝見候了、抑雖未申馴候、以事次蒙仰候間、向後者、連々申入又可承候、就其英賀本郷事、斎藤方事、無子細之由承候、仍御沙汰事、無為之間、宇野方被畏申候、次公用之間事、嚴蜜可有其沙汰之由被申候て

【七十三、七十五】

猶々国之樣難尽紙狀候、明春早々可罷上候、其時以參拝一段と可申入候、毎年如此候間、於身□□背本意候、

先度被御書下候、畏入候、仍播州英賀之御年貢、於当年皆済可申心中候之處、大風大塩以外候て、一向未済ニ、返々背本意候、只今到来候まゝ、千疋且々令進上候、高之未進等雖地下候、一向作毛立直候よし申候、返々迷惑此事候、先度用瀬

方状を被下候間、皆分取沙汰可申心中候処如此候、無面目候、當方近郷ニ所領共候間、乍恐可被尋聞候、若猶御不審も候者、人をも被下候て、国之樣被聞召候者、畏入候、如何様又年明候者、未進等催促仕進上可申候、巨細此使乍恐国之樣可申上候、聞召候由預御披露候者、畏入候、恐々謹言、

十二月廿三日

☒☒（花押）

池田民部殿

〔異筆ナラン〕
「小倉入道狀」

【七十七、七十八】

御祝言雖事旧候、千喜万悦不可有祭限候、抑播州英賀之御年貢、旧冬二千疋分可運上申由申付候処、割符相違候て、五百疋分不進之候ける、無御心元存候、仍只今五百疋分令進之候、はるくわさと御使下給候、御煩察申候、仍年々未進事、蒙仰候、請文□□候之間仕候、雖然彼御領毎年高之損免行候、地下引物以下、更々私之無緩怠候へ共、如此候、以前も申候ことく、当年必々罷上候て、上表をも可申候、定而可然給人ニ被付候者、御年貢慇懃に可參候、目出重々御慶重而可申承候、恐々謹言

二月十七日

☒☒（花押）

池田民部殿 御奉行所

〔異筆ナラン〕
「小倉入道狀」

【八十】 ○後闕か

英賀東本郷御年貢米算用之事

合 寛正五年申十二月日

分米八十二石五斗六升八夕
惣田数拾六町三反五代内

二町六反 塩入分皆損

五反 高之免 不作分池しり方作分

以上三町一反除之、

殘田数拾三町二反五代

分米六十六石九斗二合八夕内

十六石七斗一舛五合 当方引之、
残分米五十石一斗八舛七合八夕内

十八石二斗一舛一合九夕 地下未進
定納米卅一石九斗七舛五合九夕

又九石一斗 去年未進分当納
并四十一石七舛五合九夕 納木内

立用

【八十七】○後關
〔異筆ナラン〕
長祿三年公用 小倉方皆未進也、

御祝言千喜万悦珍重幸甚、尚以不可有尽期候、抑英賀東御年貢且五百疋令進覽候、此御領事、年々上表申候へとも、入道依在国不事行候、殊更去年塩入候て、散々式候、地下皆損之様に申候へとも、様々申候て、如形所務仕候、如何様播州人を下候て、いま少事をも奔走可仕候、

【百五】

播磨国英賀東本郷領家職御代官事、預賜候之上者、毎年御年貢肆拾貫文、不謂早水風虫等損亡、為請切 嚴密拾月中可致京進候、万一寄事於左右、未進懈怠仕候者、不日可被改易候、其時不可申一言之子細候、仍請文如件、

嘉吉元年閏九月

☒

此契狀無所用、

【百十七、百十九】

□□□□皆済の程を存候へ共、□と取乱候上、とても近日罷上候て可申□候、縦徒ニ御使在国候共、不可依其候間、先☒候へしと申候、去年大塩の事は、近郷無隠事共にて候、可被聞召存候、

誠御祝言雖事旧候、以猶千幸万悦、不可有際限候、抑播州英賀東御年貢事、旧冬千疋分且進上候よし、申候之处、未参着候事、以外事候、此事使緩怠にても無之候、垣屋内福田と申者、此御領預候之間、自其方進之候はんと、しかと☒候之間、其分存置候处、遅々無是非次第にて候、但余□□□候

使を上候、若未参着候者、直福田方より請取候て、進上候へと申付候間、定而可参着候、詮所、此御領年々とかく申候て、請口分不行候、返々背本意にあらず候、雖然先々は地頭領家共に知行仕候時候、今の分候は、無子細候哉、於于今は、領家分さへ候て失追事候之間、此御請口にて候、たとひ豊饒に候共、大儀に候上、当年言語道断大塩入候て、高々の損免引取之間、いかに承候共、重得分は沙汰難申候、乍去其様御事も察申候間、いま五百疋分を奔走申候へと申付候、定而持参可申候、巨細御使に令申候、只今ちと取乱事候間、なをも不能委細候、来月の時分者、必々可罷上候、其時以参上事の子細申定候へく候、内々用瀬方へも連々申候、恐惶謹言、

二月四日

☒☒ (花押)

〔切封墨引〕
池田民部殿

〔異筆ナラン〕
小倉入道狀

②陵戸田・陵墓関係

【五十四】○前關

御代官堅□□候へ共□□□□乍去御意共にて候間、不可有子細□〔候カ〕然者、樋柱二本失候之間、一本事者、自当村可仕候、一切事者、塩穴庄へ可被仰付候、以此旨預御披露候者、可畏入候、恐惶謹言、

九月十一日

向井村御百姓中

【五十八】

就陵山の事候て、みね堂より申さるゝ子細候、御ひまに風度御下向候は、可申談候、返々法花山寺にも支証共所持候、山の堺目もしか□□不立候、懸御目委細申度候、此由可有御披露候、恐々謹言、

卯月十三日

観養 (花押)

かう田殿 進之候

【五十九、六十】○後關

畏申上候、

抑大仙陵池用水ニ付候て、塩穴入道此間になり候て、以外我意ニまかせ候て、こな

池田主計允
☒☒

【六十四】

講田又三郎
知家

遍照心院知事
了陰判

就大仙陵池之樋はしらニ盜候事、注進候、言語道斷次第候、此樋自往古于今無失
 事候、如此子細者、くせ事にて候之間、廳当村より樋はしらを立候処ニ、自塩穴

方此池之事しんたいあるへき由申され候、驚入候、此池之事者、古より于今当知行無相違者也、然間、先年就此池ニ多き打させられ候時も、見使を立、塩穴方いわれなき事を申され候に落居候て、鹽塩穴よりつゝみをつき立られ候て返され候事、於近郷無其隠候、

【百三】

〔端裏書〕
「しき□ちうしん」

納大岡陵御山手地子之事

合 寛正四年拾二分

老貫貳百文 御地子

肆百五十文 御山手

已上、老貫六百五十文内、

参百卅文 五分一 和田方給

百六十五文 十分一 佃給

已上、四百九十五文 引申、

残下錢老貫百五十一文内、

老貫文 十二月廿八日、進納申、

未進 百五十一文 二月十九日、進納申、

〔都〕 部合老貫百五十一文

寛正五年二月十九日

佃 徳厚（花押）

【百七】 ○折紙

みさゝきの田の事は、したうせんにて永代はいとくのしたちなり、この田ねんくにおき候て、何方より申仁候とも、ほたい院りやうとして永代はいとくの上は、ほたい院よりことわり申候へく候、早々ねんく御はかり候へく候、もしふさた候はゝ、けんせきをもて『申候へく候、其時とかく申さるましくて候、このよしよくゝ心へられ候へく候、

九月八日

納所（花押）

ほたい院

〔見返し奥書〕
「□禄四九八日地下より到来」

【百十】 ○折紙

陵田 れうでん 陵田 れうでん 陵戸田 れうこでん

おなし字をかやうにかへてよみ候、此よみの候はんする田は、此御神領にてあるへく候、御たつね候て、かいふん御れいをいたし候へく候、御扶持にあつかり候様に被懸御意候恐悦候、恐々謹言、

六月二日

義□

○見返しに左の文書案を書す、

此正文、去年七月廿六日、付進之候了、

勘解由小路刑部卿在盛申、山城国北岩藏内陵田事、不日企参路可明申之旨、可被相触寺務代山本三位之由候也、仍執達如件、

六月十八日

〔殿尾〕
為数
〔松田〕
秀興

実相院御門跡雜掌

此神田、岩藏郷松崎高野のあたりに散在してある由にて候、

【百十四】

鳥羽道音

陵田式段半之事、里坪作人を注進候上者、於作職者、陵田御本所案堵上、申沙汰任宛状を取可進之候、若万一違子細候者、可有御違乱者也、仍為後日請文状如件、

長禄元年十月十七日

了喜

道久

中村三郎左衛門殿

【百十五】 ○後開か

納高野陵田御年貢算用状之事

合寛正四年分

参反 式石六斗内 三斗定使給、

衛門五郎

貳反 壹石壹斗
半 四斗
藤四郎
十郎せう

以上四石壹斗内 参斗定使給、
五斗かりや免、
定イ以上参石七斗五舛

一、修学院納分

貳反 壹石 一斗五舛、
八斗五舛、 本へ道正
兵衛三郎
衛門五郎作
貳反 壹石 本へ道善
弥二郎
本へ左衛門せう
壹反 五斗 藤三郎
壹反 五斗 三郎太郎
壹反 五斗内 一斗七舛 川成、
以上参石五斗内 参斗二舛川成、
七舛かうや免、

定イ以上参石壹斗壹舛

一、藪里納分

貳反 イ米壹石五斗五舛四合 左衛門太郎

一、ミフノ陵田納分

壹反小 壹石五斗内 一斗五舛、
イ米石貳斗五舛、

一、イナリ納分

イ米壹石 弥二郎

一、九条陵田也
□□□□納分

【百一十二】○折紙
(見返シ奥書)
□□州御陵反銭事

(撰カ)
繼躰天皇御廂山八町内反銭事、

半濟四町当年始為国方被催促候て、御廂山反銭事、異他御神領候間、往古更々不承及子細候、其上配符給候、可致注進之由、いんきんニ申候処、無是非使廿人計被付、及謹責之条、今年御神供米忽可令失墜候歟、早免状事可取給之由、可得御意候哉、恐々謹言、

六月十三日 越賀有判

中西殿

③大原野社關係

【五十二】○折紙

方々木共之代之事

大 八百文 中 七百五十文
小 四百文 おち木 三百文
しい 一百五十文 甘木 二百文
以上 貳貫六百文

畏申上候、將監方へ度々罷出候て催促之事申候、此四五日長田つゝら下郷へ遣請取面きうめい仕、未進分堅さいそく候へと申付候、さいそくほたいニ社家納申候へと申候へ共、未来す候哉、又重而罷越て候、今日之御神事米計様々納候、

一、天たう木之代之事、□五□文 □□□□三百五十文にて候しは四百文道行候、

一、かれ木のすき小木一本中うろなりて、さけおれて候お、神人地下のおとな共、ふろのむねにおき候はんと申候間、代二百文ニ付候、御意をゑ候て出候へく候、おき候はく小木にて候間、やかて物取候へく候、

一、御茶物共とゝのおり候はてのひ候、二日三日比には仕候へく候、わらひ納次第
三五は進上申候、重而上申へく候、此旨可然様に可有御披露候、恐惶敬白、

卯月一日 清房(式部) (花押)

竹あみ陀仏

(異筆ナラン)
「自大原野細式部」

【五十六】○後開か

大原野御神領中当土貢米之事

一、御敷地分三ヶ村
一色本役分

合四十五石九斗八舛五合九タ
三ヲ 留坂へ加之、

一、神宮寺分

十五石貳斗三舛一合三タ
六ヲ 口米加之、

一、十五日田分

七石七舛七合

一、八講田分

九石五斗貳舛六合一夕

口米加之、

一、御名分

四十六石七斗八舛壹合

口米加之、

一、久我庄分

貳十三石五斗八舛五合五夕

【九十二】

〔端裏捻封ウハ書〕

向坊

〔 〕

昨日十六日、能勢異方社家罷越、上使被尋申候、御京上之由返答之處、愚僧可有対談之由候間、則対面仕候處、急上使召越候へ、以面可申談事候、今明日中ニ無下向候者、社家人柴夜番等之日役事、可押留之由、相触地下人等、不可致沙汰候、就中今度申付百姓等、可訴改上使由、異方計略事、無存知事候、急召出百姓遂対決、申勝候者、於貴方者、上使分不可用申、惣而大原野中不可入立申之由被^(返シ書)申候て、以外腹立候て被申候、此分狀事所望之間、則書遣候^(上)、参着^(上)可有御披見候、委細御下向時可申承候、恐々謹言、

五月十七日

養筒

【九十八】

正二位^(勲解由小路)在盛謹支言上

大原野浄瑠璃院闕所間事

右、彼先坊主治運者、御罪科人前神主治房子也、父既闕所之上者、子孫同罪、不可及子細歟、況又此治運者、令同意御罪科之父、久奉憚^(追)上聞恣相伴公庭、顕出入権家、更無奉恐、上意之色、剩相語高安入道、潜乞取折紙、相支、上裁、対捍御奉書、伏案彼所行、以前之濫吹者非物数、輕奉蔑、公方様之条、豈非一段之重科乎、父子惡行之至、且以如此矣、就中、御罪科人子孫、以無御赦免之身、猥企越訴、是亦代々之御禁法也、其咎非一、犯科重疊矣、次文安之比、父治房御

罪科之時、当坊主依為子孫、同彼処闕所畢、今度又任彼例在盛致領掌、令寄附山門財光坊処也、更以非自由之沙汰、所詮、云闕所之例証、云、上裁対捍之咎、旁預棄捐之御成敗、弥為奉抽御武運長久之精誠謹支言上如件、

寛正三年十二月 日

【九十九】

あんもん

目賀田新左衛門光吉長祿三年六月五日大原野契約狀五十石間事、謀書由承候、おとろき存候、可有御糺明候、若謀書一定之時へ、其科のかれかたく候、於向後者、めかたそしよう事、とりつき申ましく候、ともかくも為本所御成敗のまゝにさたいたすべく候、仍狀如件、

寛正三年十二月 日

安文
將監

在盛殿まいる

【百九】

中沢備中父子緩怠条々事

一、大原野神木連々盜切事、
一、盜人百姓孫二郎逐電之後、致^令挙用^{召仕}令出入事、
一、先社家強入部計略之事、相語地下人致張本事、
一、今度罪科人八郎三郎召上之處、備中下人孫四郎從跡致京上、忍入家内相伺囚人、定備中有申付子細歟、
一、相催国中之勢、今月十二日致発向社家、可破却花御覽之私宅企現形之間、国入西少路・物集女兩人加教訓相留了、
一、神田七ヶ年之間、不及一粒之沙汰令押領事
右、彼備中父子事、神領居住之間者、忿劇不可断絶、依之神事之障導、御祈禱之違乱、神慮難計、所詮、於其身^者。令追出^分。者、被返付社家者、可忝畏之由、可預語披露哉、

三月十七日

在盛